

質問		回答
項目	内容	
(1)名古屋市の土壌汚染対策制度の概要	「生活環境被害のおそれ」とは、具体的にどのようなケースが該当するのか。健康被害のおそれとの違いは何か。	「健康被害のおそれ」は、汚染された土壌や地下水が人に摂取され、特定有害物質による健康影響の有無を判断しております。 「生活環境被害のおそれ」は、汚染された土壌や地下水により、地下水の利用目的が制限される、地下水を利用する際に浄化費用が発生するなど、生活環境上に生じる影響の有無を判断しており、具体的には、第一種・第三種特定有害物質・シアン化合物による土壌溶出量基準超過がある場合、シアン化合物を除く第二種特定有害物質による第二溶出量基準超過がある場合、人為的に引き起こされた汚染である場合などが挙げられます。
	拡散防止管理区域又は形質変更時届出管理区域に指定された土地について、これを含む土地に法第四条が適用される場合、これらの指定された区域で、新たに土壌汚染状況調査を実施する必要があるか？ また、形質変更の面積を計算するに当たって、これらの指定された土地の部分の面積を合算して法第四条の該当性を確認するのか？	環境保全条例の管理区域に指定されている土地において、土壌汚染対策法第4条に該当する行為がある場合は、土壌汚染対策法に基づく対応をしていただく必要があります。 環境保全条例の管理区域に指定されていることのみをもって法第4条の適用除外となる規定はありません。
	土壌汚染等調査の対象地について、地下水汚染の状況(濃度・範囲)を把握する調査方法は規定されているか？ また、地下水汚染が調査の対象地外に広がっているおそれがある場合、その地下水汚染調査は実施する必要があるか(特に第二地下水基準を越えているおそれがある場合)？	規定はありません。 調査及び対策について、汚染状況、汚染原因者、土地・地下水の状況などにより変わるため、実施内容は場所により異なります。
(3)自主調査報告制度の合理化	(1)定められた方法以外で行われた自主調査(指針外調査)の扱いについて、健康被害又は生活環境被害のおそれが見込まれない場合(形質変更時届出管理区域に指定される場合)には、詳細調査は求められないのか。	新たな規定は、健康被害又は生活環境被害のおそれがある場合にのみ適用されます。
	本制度における詳細調査は、土壌汚染対策法における指定調査機関以外でも実施可能か。	土壌汚染対策法第3条第8項に定める指定調査機関が調査を行う必要があります。
	(2)汚染土壌を直ちに掘削除去する事案への対応について、地下水汚染の可能性が考えられる場合(土壌溶出量基準超過の汚染が見つかった等)でも、利用可能か。	土壌溶出量基準超過の汚染も対象となり、「土壌汚染の除去」がなされたと確認できれば適用されます。
	(2)汚染土壌を直ちに掘削除去する事案への対応について、土壌汚染対策法における指定調査機関以外が実施した自主調査でも、本制度は利用可能か。	全ての自主調査が対象となります。
	従前の、自主調査結果の報告～区域の指定(告示)まで、区域の指定～区域の指定の解除(告示)までの所要期間の目安は？ 本制度の導入からすると、60日以上は必要という理解で良いか。	所要期間についてのこれまでの実績は以下の通りです。 ・調査結果報告から指定まで:最短23日、平均89日 ・措置完了報告から解除まで:最短11日、平均42日
	特例台帳が調整されるまでの期間(自主調査結果の報告～特例台帳の調整まで)は、従前どおりに土地の形質変更等の規制を受けるという理解で良いか。	基準超過が確認された土地では、土壌汚染の除去が行われたと確認され、特例台帳が調製されるまでは、当該土地の土壌は汚染土壌に準じた扱いをしていただく必要があると考えます。
	報告書の提出～特例台帳の調整までの期間の目安は？	区域指定の解除の場合と同等となり、指定の解除時の実績は以下の通りです。 ・措置完了報告から解除まで:最短11日、平均42日

	自主調査報告制度について、指針外調査により土壌汚染が報告された後、土壌汚染の除去（例えば原位置浄化）が速やかに実施され特例台帳が調整された土地について、新たに土壌汚染対策法第四条の調査契機が生じた場合、その土地の土壌汚染状況調査は、土壌汚染の除去がなされた土地の範囲を含めて実施することになると考えられるが、この理解でよいのか？ また、詳細調査の方法は規定されているのか？	特例台帳が調製された土地において、新たな調査契機が生じた場合は、契機に応じた調査を行う必要があります。詳細調査は、土壌汚染対策法施行規則又は土壌汚染等対策指針に基づきます。
(4) 調査対象深度の限定	表中の特定有害物質の取扱いあり／水質汚濁防止法有害物質使用特定施設なしのケースで「現在取扱いあり」「過去に取扱いあり」とあるが、「今後の取扱い継続」「今後の取扱いなし」の表現が分かりやすいと思うが、いかがか。 土地の形質の変更の面積が3,000㎡以上で、特定有害物質の取扱いあり／水質汚濁法上の有害物質使用特定施設なし／過去に取扱いありの対象地について、名古屋市では土対法に基づいた調査対象深度の限定制度を利用できない（法対応でも条例が優先され、法の仕組みが反故される）理解で良いか。	ご意見を参考に、わかりやすい表現に努めます。 ご質問の事例では、土壌汚染対策法第4条の適用を受けるため、調査対象深度の限定は可能です。
(5) 汚染土壌の有効活用	汚染土壌の搬出元→搬出先の関係性について、土対法において同一（同一地質／一つの調査結果に基づく）の形質変更時届出区域であっても、名古屋市条例に基づく拡散防止管理区域と形質変更時届出管理区域の違いがあった場合には、土対法に基づいた区域間移動・飛び地間移動の制度を利用できない（法対応でも条例が優先され、法の仕組みが反故される）という理解で良いか。 飛び地間移動について、今回の説明資料では「同一契機で行われた調査の対象地」とされており、ホームページに掲載された「区域間または飛び地間移動のイメージ」では、「同一敷地内」という用語も見られる。土壌汚染対策法で規定されている「一の土壌汚染状況調査」で区域指定された区域間であれば、同一敷地内でなくとも飛び地間移動は可能と解釈して良いか？	土壌汚染対策法の指定区域と環境保全条例の管理区域は重複しないため、それぞれの区域で適否を判断することになります。 飛び地間移動は、同一契機で行われた調査が対象となります。ご指摘の部分は誤解を招く表現となっているため、修正を致します。